

2025 年 3 月 26 日

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

青森市民病院

(処方変更に係る原則)

- ・ 処方変更は、各医薬品の効能・効果及び用法・用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限ること。
- ・ 患者が不利益を被らないように十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更すること。
- ・ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・ 個別に「含量規格変更不可」、「剤型変更不可」、「一包化不可」等の処方指示がある場合は、その指示に従うこと。
- ・ 麻薬、抗がん剤、覚せい剤原料についてはプロトコル対象外とする。
- ・ プロトコルの対象であっても、内容に疑義が生じた場合は、疑義照会をすること。

1. 問い合わせ窓口（受付時間はいずれも平日 8：15～16：45）

① 処方内容に関すること（疑義照会など）

各診療科外来（代表 TEL：734-2171）

② 保険・公費に関すること

公費適用、公費番号の照会：医事チーム（代表 TEL：734-2171[内線 6171]）

③ プロトコルに関すること（処方変更後の報告方法、合意書を含む）

薬剤部（代表 TEL：734-2171[内線 6131]、FAX：722-5949）

2. 運用方法

（1）合意締結

本取り組みへの参画を希望される薬局は、事前に当院からプロトコルに係る説明を受け、当院と合意書を交わして下さい。

（2）処方変更後の報告方法

処方変更し調剤した場合は、原則、FAX での報告を受け付けています。所定の院外処方変更報告書を添付して送信して下さい。（薬剤部 FAX：722-5949）

（３）変更後の当院対応

報告を受けた内容については、電子カルテ内にスキャンして取りこみ、医師等と情報共有します。また、項目によっては当院薬剤師がオーダーリングシステムの処方情報を修正し、次回からの処方に反映させます。

３．問い合わせの不要例

①成分名が同一の銘柄変更

例：ジャヌビア錠 50mg→グラクティブ錠 50mg（先発品→先発品）

ファモチジン錠 20mg「〇〇」→ガスター錠 20mg（後発品→先発品）

※効能・効果、用法・用量が異なる薬剤間の変更は不可とする。

※後発品から先発品への変更は、流通状況等により調達が困難な場合に限ること。

※薬剤料の違いについては十分に説明を行い同意を得ること。

②内服薬の剤型変更

例：ビオフェルミン R 散→ビオフェルミン R 錠

アムロジン錠 5mg→アムロジン錠 OD5mg

タケプロンカプセル 15mg→タケプロン OD 錠 15mg

アスベリン錠 10mg 2錠（粉砕）→アスベリン散 10% 0.2g

※効能・効果、用法・用量が異なる薬剤間の変更は不可とする。

※口腔内崩壊錠から錠剤、カプセル剤への変更は不可とする。

※安定性や溶解性、体内動態等を十分に考慮すること。

③内服薬の規格変更

例：5mg 錠 1回2錠→10mg 錠 1回1錠

10mg 錠 1回0.5錠→5mg 錠 1回1錠

※効能・効果、用法・用量が異なる薬剤間の変更は不可とする。

※服用方法（錠数等）の違いについては十分に説明を行うこと。

※薬剤料の違いについては十分に説明を行い同意を得ること。

④湿布薬及び軟膏剤の規格変更（合計処方量が変わらない場合）

例：ヒルドイドクリーム 0.3%（25g/本）×2本

→ヒルドイドクリーム 0.3%（50g/本）×1本

インドメタシンパップ 70mg（7枚入り）×5袋

→インドメタシンパップ 70mg（5枚入り）×7袋

- ⑤服薬状況等の理由により、内服薬を半割・粉碎・混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）

逆の例：ワーファリン錠 1mg 2.5 錠→ワーファリン錠 1mg 2 錠

ワーファリン錠 0.5mg 1 錠

※安定性や溶解性、体内動態、配合変化等を十分に考慮すること。

※加算算定時など、患者負担額については十分に説明を行い同意を得ること。

- ⑥服薬状況等の理由による一包化調剤

※患者希望もしくはアドヒアランス不良の改善が見込まれる場合に限り行うこと。

※安定性、配合変化等を十分に考慮すること。

※加算算定時など、患者負担額については十分に説明を行い同意を得ること。

- ⑦DPP-4 阻害薬の週 1 回製剤、あるいはビスホスホネート製剤の週 1 回、月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が 14 日分処方するとき）

マリゼブ錠 25mg（週 1 回製剤）1 錠 分 1 朝食後 14 日分→2 日分

ボナロン錠 35mg（週 1 回製剤）1 錠 分 1 起床時 14 日分→2 日分

※患者面談を通して残薬状況等を聞き取りした上で変更すること。

- ⑧「1 日おきに服用」・「週 3 日（月・水・金）」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方指示が記載されているなど処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が 28 日分処方の時）

バクタ配合錠 1 錠 分 1 朝食後 1 日おき 28 日分→14 日分

エベレンゾ錠 50mg 分 1 朝食後 月水金 28 日分→12 日分

※口頭指示時など、患者面談を通して用法を確認した場合の変更は不可とする。

- ⑨外用剤の用法（適用回数・部位・タイミング等）が口頭で指示されている場合（処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている場合）に用法を追記すること（薬歴上あるいは患者面談を通して用法が明確な場合）

例：（口頭で医師から腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合）

モーラステープ L40mg 3 袋 1 日 1 回→1 日 1 回 腰

⑩薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を短縮して調剤すること（外用剤の本数の変更を含む）

※変更する場合は、残薬が生じた理由についても変更報告書に記載すること（記載がない場合は、次回の診療時に患者に不利益が生じることもあり得るため厳守をお願いします。）

4. 運用開始日

2025 年 5 月 1 日（第 1 版）